転　出　さ　れ　る　方　へ

新しい住所に移った日から14日以内に新住所地の市区町村で、転入の手続きをして下さい。

≪転入届に必要なもの≫

（1）転出証明書　　（2）本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）　（3）印鑑　　（4）　国民年金手帳（加入者のみ）

（5）後期高齢者医療負担区分等証明書（県外に転出する方）　（6）介護保険受給資格証明書（認定申請中、または受給者のみ）

※ 転出予定日（異動日）以降は、国東市から転出したものとして取り扱われます。 異動される方で、下記に該当される場合は、手続きが必要です。

項　目	担当課	手続きの内容	新しい住所地での手続き
印　鑑　登　録	市民健康課 戸籍住民係 0978-72-5166	印鑑登録証をご返還ください。	必要な方は、印鑑登録の手続きをしてください。
マイナンバーカード		マイナンバーカードを申請中ではありませんか？ 窓口でご相談ください。	内容変更の手続きが必要です。必ず窓口に持参してください。 ※暗証番号の入力が必要です。
		海外へ転出される方で、有効なマイナンバーカード（以下カード）をお持ちの方は、国外継続利用の手続きをすれば国外でも引き続きカードを利用できます。国外でのカード利用を希望しない場合も、お申出ください。 なお、海外から日本へ再転入される場合、カードを紛失している場合は再発行の際に有料となります。	
国民健康保険	市民健康課 国保年金係 0978-72-5166	資格確認証をご返還ください。	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療		資格確認証をご返還ください。 県外転出の方は負担区分等証明書の交付を受けてください。	新たに加入の手続きをしてください。
国　民　年　金		手続きは必要ありません。	新住所地でお問い合わせください。
介　護　保　険	福祉課 高齢者支援係 0978-72-5164	保険証をご返還ください。認定申請中、又は受給者は受給資格証明書の交付を受けてください。	改めて保険証の交付手続きをしてください。受給資格証明書を交付されている方は介護保険担当課に提出してください。
緊急通報装置		本体（コード含む）、ペンダントをご持参ください。 取り外しができないときはご連絡ください。	新住所地でお問い合わせください。
障害者手帳	福祉課 障がい者支援 0978-72-5164	手続きは必要ありません。	居住地変更の手続きをしてください。当該年度の市町村発行の所得証明書が必要になる場合があります。
防災無線機	危機管理課 0978-72-5180	必要ない場合は本体、コードを持参の上、返還手続きをしてください。	新住所地でお問い合わせください。

※裏面もあります

項　目	担当課	手続きの内容	新しい住所地での手続き
児　童　手　当	子育て支援課 0978-72-5114	児童手当の消滅の手続きをしてください。児童手当異動連絡票を差し上げます。	児童手当異動連絡票をご確認いただき手続きをしてください。
児 童 扶 養 手 当		係にご相談ください。	新たに手続きをしてください。
保育園・こども園		退園の手続きをしてください（継続利用の場合も含む）。	新たに手続きをしてください（継続利用の場合も含む）。
子　ど　も　医　療		受給者証をご返還ください。	資格確認証等持参し、改めて交付の手続きをしてください。
小　・　中　学　校	教育委員会 0978-73-0066	手続きは必要ありません。	就学先の学校または教育委員会で入学の手続きをしてください。
上　下　水　道	上下水道課 0978-72-5197	上水道・下水道を止める手続きをしてください。 井戸水使用の場合は人数変更手続きをしてください。	新たに開栓の手続きをしてください。
ケーブルテレビ	国東市ケーブル テレビセンター 0978-73-0200	休止もしくは解約の手続きをしてください。	新住所地でお問い合わせください。
在外選挙人名簿 登　録 （海外に転出される方のみ）	選挙管理委員会 0978-72-5199	選挙人名簿に登録されている本人又は委任を受けた方が選挙管理委員会で申請をしてください。（本人確認書類等が必要です。） 申請期間は、転出届の提出日から転出予定日までの間です。 （国外転出後に在外公館でも申請が可能です。）	海外に居住後、速やかに（遅くとも転出予定日から4カ月経過する前に） 「在留届」を在外公館またはインターネットで提出してください。
原 付 バ イ ク 農 耕 用 車 両 等	税務課 市民税係 0978-72-5156	国東市のナンバープレートを持参の上、税務課で廃車の手続きをしてください。	国東市での廃車申告受付を持参の上、登録の手続きをしてください。 国東市ナンバーの廃車手続きを同時にすることも可能です。
犬　の　登　録	環境衛生課 生活衛生係 0978-72-9001	手続きは必要ありません。	国東市で交付された鑑札を持参し、住所変更の手続きをしてください。

詳しい内容は各担当課 担当係にお問合せ下さい。

【転出についてのお問い合わせ先】

国東市役所 市民健康課 戸籍住民係　TEL 0978-72-5166 ・ 武蔵支所 地域振興課 市民生活係 TEL 0978-68-1111
国見支所 地域振興課 市民生活係　TEL 0978-82-1112 ・ 安岐支所 地域振興課 市民生活係 TEL 0978-67-1111